

在外選挙制度案内文案(第1号)

2011年 在外国民主権行使の門が開かれました!

国外で投票するためには2011.11.13.から 2012.2.11.まで在外選挙人登録申請または国外不在者申告をしなければなりません。

▣ 第19代 国会議員選挙 在外選挙 主要日程 ▣

施行日程	実施事項	実施機関(自)	備考
11. 10. 14. から 12. 5. 11. まで	・在外選挙管理委員会設置・運営	在外選挙管理委員会	
11. 11. 13. から 12. 2. 11. まで	・在外選挙人登録申請 ・国外不在者申告	在外選挙人など	
12. 3. 17. まで	・在外投票用紙及び在外選挙案内文送付	区・市・郡 選挙管理委員会 ⇒ 在外選挙人など	
12. 3. 28. から 12. 4. 2. まで	・在外投票所設置・運営 ※選挙日前14日から9日までの期間中6日以内 ・在外投票(午前10時～午後5時)	在外選挙管理委員会 在外選挙人など	
12. 4. 11.	・開票	区・市・郡 選挙管理委員会	選挙日

<資料提供：中央選挙管理委員会>

☞ 在外選挙に対する資料を在外選挙ホームページ(<http://ok.nec.go.kr>)で検索できます!!